

第13回 大分市自治基本条例検討委員会 議事録

日 時 平成22年7月27日(火) 13:00～15:00

場 所 コンパルホール 3階 多目的ホール

出席者

【委員】

宇野 稔、島岡 成治、高瀬 圭子、廣瀬 惇子、秦 政博、衛本 敏廣、松尾 直美、川辺 正行、中村 喜枝子、竹内 小代美、葛西 満里子、永岡 昭代、古岡 孝信、竹本 和彦、近藤 忠志、後藤 成晶、廣次 忠彦、宮邊 和弘、日小田 良二、井手口 良一、神矢 壽久、小出 祐二、足立 稔、村田 英明
の各委員(計24名)

【事務局】

企画課課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、同主幹 姫野 正浩、
同主査 甲斐 章弘、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、同主査 阿部 美剛
(計7名)

【プロジェクトチーム】

(企画課課長玉衛隆見)、(同主幹渡邊信司)、総務課法制室主任 河越 隆、
人事課主査 伊地知 央、広聴広報課主任 小野 貴史、
市民協働推進課主幹 安東 孝浩、選挙管理委員会事務局主査 下村 光典、
議会事務局議事課政策調査室次長 藤野 宏輔、
(統括者・副統括者除く 計6名)

【オブザーバー】

総務課法制室室長 伊藤 英樹、同主任 佐藤 明、同主任 牧 俊孝、
同主任 大城 存(計4名)

【傍聴者】

なし

次 第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

(1)自治とまちづくりについて

(2)条文の調整案について

(3)その他(今後の進め方、次回日程)

< 第13回 大分市自治基本条例検討委員会 >

事務局

皆様こんにちは。定刻を5分ほど過ぎましたが、ただ今より、第13回大分市自治基本条例検討委員会を開会いたします。

前回の全体会議での議論を受けまして、各部会において課題等について検討を行っていただきましたので、本日は部会の検討内容をすり合わせる場になるのではないかと考えています。特に、皆さんが制定を目指している基本条例が、自治に視点を置いたものなのか、まちづくりに視点を置いたものなのか、このあたりの考え方がまとまりますと、条例の体系が見えてくるものと思っております。多くのご意見をいただければと考えております。

それでは、委員長さんにご挨拶をいただき、引き続きまして議事の進行をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長

皆様方こんにちは。お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今、司会の方からご紹介がございましたけれども、今日は全体会としてひとつのターニング・ポイントになるのではないかと、重要な内容につきまして議論をさせていただきたいと思っているわけでございます。

繰り返しになりますが、「自治」と「まちづくり」をどのように捉えていくかということでございます。これを今日、一応の形として結論を得ることができましたならば、次のステップが踏めるのではないかと考えているところでございます。

具体的には、条文の作成に入っていくという作業になるかと思えます。そういう意味で、具体的な作業に入る前の非常に重要な全体会議でありますので、ご議論をよろしくお願い申し上げます。

委員長

それでは、司会を続けさせていただきます。本日は部会で使用された資料を元に検討を進めてまいりたいと思いますが、本日新たに配布された資料がございますので、その資料につきまして事務局からご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局

本日お配りしている資料で、まず、A3横で「各部会での検討概要」というワンペーパーの資料と、以前から前文等については対案をとということで理念部会さんの方からありましたが、その前文等について対案を2名の委員さんからいただいておりますので、お手元にお配りしております。

まず、私の方からは、A3横の「各部会での検討概要」につきまして、若干ご報告をさせていただきたいと思っております。座って説明させていただきます。

前回の全体会から今日までの間に、各部会各1回ずつ開催をしていただきました。その概要をまとめてあります。読み上げて説明させていただきます。

理念部会につきましては、自治とまちづくりについて、事務局の方から提示をさせていただきました資料の説明によって内容の了解を得たとい

うふうに思っております。

「自治基本条例は、まちづくりの仕組みを整理するものであり、厳密に規定することは難しいが、大分市の自治のベースになるものである」というご意見をいただいたところです。

調整案1についてのご発言といたしまして、『第7、第8章の「多文化共生」「環境及び景観」については、現状の前文でもこの条文と同様のニュアンスが込められていると思われるので、削除してもかまわないのではないか』というご意見をいただいております。

この他に、部会に関することについては「部会としても、自分たちが作った前文が100%とは思っておらず、建設的な意見を出してもらえれば検討していきたい」ということと、「前文に対する他部会からの意見は理解した上で、具体的な対案が欲しい」というご意見をいただいております。

市民部会につきましては、自治とまちづくりについて「資料により、自治に視点を置いた条例の組み立てで良いという意見が多数であった。ただし、市民に分かりやすくするため、条例の名称等を工夫する必要があるのではないか」というご意見でした。

調整案1につきましては、市民部会に直接関連する調整事項はございませんでしたが、調整の方向性は了解ということでございました。

部会に関することにつきまして、市民部会では若干「検討中」としていた条文がございまして、その中で『「子どもに関する条例」との関係性について、子どもの権利・責務部分を検討し、現在の部会案のままで良いのではないかと結論に達した』ということで、前回の全体会でお配りした部会案の中で、市民の責務の中で子どもに関する条文を「検討中」として括弧書きで記載しておりましたが、その部分を「現在の部会案のままで良いのではないかと結論に達した」ということでございます。第6条第2項ですね。その分が現在案のまま確定ということでございます。

執行機関・議会部会につきましては、自治とまちづくりについては、『「自治」と「まちづくり」それぞれの厳密な定義ということではなくて、両者の違いを整理するための一つの考え方としては、概ね良いのではないか』というご意見でございます。

調整案1につきましては「次回の全体会までに、各自で内容を精査し、意見があればその場で述べること。」という申し合わせをしております。

部会に関することについては「調整案について各自で検討した上で、本部会の案の部分に限らず意見等があれば、できるだけ具体的な内容で提案する」ということを申し合わせております。

市政運営部会につきましては、自治とまちづくりについて「事務局からの資料により、自治とまちづくりの意味については概ね了解した。」

調整案1については、第14条の「総合計画」の部分につきましては、「主語について今後検討すること」としております。

第23条の「行政組織の編成」第2項中の「組織の横断的な調整」については、「事務局で再度検討する」ということになっております。

第6章第37条「連携及び交流」については、『このままにしておくが、課題として「市政運営の章に入れるべきではないか」ということで、検討

を要する。』ということになっております。

第7章第38条「多文化共生」については「削除の方向で良い」ということですが『課題として「趣旨をどこかに盛り込めないか」ということについて検討を要する』ということです。

その他、市民部会については条文が多数ございましたが、調整案1のとおりで了解ということでもございました。

部会に関することにつきましては、第14条の「総合計画」の部分については、『執行機関・議会部会の第7条「市の基本的役割」第2項中に「基本構想及び基本計画に即した」という文言があるので、双方の条文の関係性を整理する必要がある』というご意見が出ております。

第21条「法令遵守等」については「市職員が当然行うべきものであり、市役所内部のことであるので、敢えて謳う必要がないものとして削除の方向とする。」というご意見がありました。

第25条「権利保護・苦情対応」第1項中の「行政の改善」という文言がございましたが、そこについては「事務局で再度検討する」ということでもございます。

第26条「政策法務」の条文については「部会で再度検討する」ということで、今後検討する内容が若干残されているということでもございます。

市民参加・まちづくり部会につきましては、自治とまちづくりについて「それぞれの言葉を使用する際の意味、捉え方としては、事務局の作成した資料の内容で了解する。」

調整案1につきましては、第34条「情報共有及び説明責任」について、「調整案1で示されたとおり、それぞれ関係する条項に統合することについては了解する」本部会に関する条文案の主語については「調整案1で示された内容を了解する」ということでもございます。

部会に関することにつきましては、第35条「都市内分権」について、「都市内分権の実現に向けた過程、プロセスとしては現在の条文案でも構わないが、その実現性・方向性を踏まえた内容にすることなど、もう少し検討する余地があるのではないか」というご意見が出されたところです。

簡単ではございますけれども、各部会で出された意見のまとめとしてご報告をさせていただきます。以上でございます。

委員長

ありがとうございました。A3横長の資料の報告というところの説明をいただいたところでございます。そうした部会全体の動きを把握していただきまして今日の議論をスタートしたいと思っております。

今日の新たな議論につきましては「自治」と「まちづくり」についてでございますが、その前に、ただ今の事務局からご説明がございました点で何かご質問・ご意見がございましたらお出しただけですでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、今日の議論である「自治」と「まちづくり」についてのご意見を頂戴し、議論を展開していきたいと思っておりますが、「まちづくり」と「自治」というものの二つの概念があるわけですが、そのウエイトのかけ方によって、今作ろうとしている条例の内容が変わってくる。どういう違

事務局	<p>いが出てくるのかというところを、(前回の会議から)少し時間が空きましたので、議論を行う前にもう一度事務局の方から、部会でお配りした資料で少しポイントを説明していただけますか。</p> <p>はい。「自治」と「まちづくり」についてということでございますけれども、以前の会議の中で、この言葉の使い分けと言いますか、一部重複と言いますか、「自治」という言葉を使っている部分と「まちづくり」という言葉を使っている部分について、ある程度統一したほうが良いのではないかという部分が散見されましたので、一度この言葉の使い方、使い分けにつきまして整理をする必要があるのではないかというまとめになったという認識のもと、一つの認識の仕方として、事務局なりにまとめた結果がこの資料ということでございます。</p> <p>皆さん部会の中で一度ご検討していただいていることとは思いますが、けれども、「自治」と「まちづくり」それぞれを対比する中である程度の考え方を整理するとすれば、「自治」というのは一定の組織、市や自治会等、その他色々な団体がございまして、そういった中での意思決定や、意思決定に至るまでの仕組みや方法というふうに一応の捉えをしております。</p> <p>「まちづくり」につきましては、「自治」と比べるとより能動的な、何か目標に向かって進んで行こうと、まちをこんな方向に進めて行こうというふうな姿勢。捉え方としては、より能動的な活動や取り組みというふうには考えられるのではないかというふうなまとめをいたしております。</p> <p>今、委員長さんがおっしゃったようにどちらにウエイトを置くかということで規定振りが変わってくるといったところも、今の区分けによってそれぞれ、やや重点が変わってくるのかなというふうには考えております。</p> <p>もう一つは、この条例の規程と、総合計画、既に大分市で策定しております、各種施策の基となっているものでございますけれども、進むべき方向性を「まちづくり」という形で定めるということになったときに、では総合計画との関係がどうなるのかという懸念もございましたので、一応の整理としましては、ここでいう条例の中の「まちづくり」という中で定めるのは、方向性の中でもある程度普遍的なものにとどめるということで、詳細の進むべき政策の中身については総合計画の中で議論して決めていくという区分けで一応は整理ができるのではなからうかという考えの下に、一つの提案の形ではございますけれども、事務局なりのまとめということでございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。ほとんどの部会では、概念につきましては「理解ができた」、「了承できた」ということのようにございますので、今日の議論は「自治」と「まちづくり」のどちらの方に視点を置いて条例を作っていくかということがポイントになるかと思えます。この点でご意見をいただけますでしょうか。</p> <p>部会でもご意見としてこういったものが出たというご紹介がありました。全体会の中でもう一度ご意見をいただければと思います。いかがで</p>

委員

しょうか。

それでは私の方から。後でちょっと後戻りするようなことを言うかもしれませんが、今のご質問に対しては、「自治」と「まちづくり」というのは、相互的な関係にあるんだろうと思うのですが、この自治基本条例と言いますか、この条例に関して言うと、そのまちづくりをするための「市」と「議会」それから「行政」を含めてですね、その基本的な組織のあり方、仕組みのあり方、意思決定のあり方といったようなものが自治だというふうに定義付けられたというか、前回の部会で事務局案として示されたのかなと思うんですけども、そういう意味では、それがまちづくりの基本的な組織のあり方であって、この条例で一番重要になるのはやはりその部分ではないかなという感じがしています。

具体的なまちづくりに関しましては、様々なまちづくりがあるわけですから、その様々なまちづくりに関しては総合計画等の中で展開されていくというふうに考えますと、私の個人的な意見としましては、どちらかといえば「自治」の方に視点を置いてその条例というものが策定されて良いのではないかなというふうに思います。

「自治」と「まちづくり」の意味については、前回の部会で概ね了承しているのですが、ちょっと気になるころがあってですね。それは文章をもう少し分かりやすくしていただきたい、「自治」と「まちづくり」の意味について分かりやすくしていただけないかなと思うのですが、それは、ここで言う「自治」と「まちづくり」は一般論で言っているのか、それともこの条例を作るに際して、お互いの相互認識として決めてるのかという所に問題があるかなと思います。「自治」のところ「市や自治会の意思決定」と書いてあるのですが、条例の中で自治会の意思決定とか仕組みや方法について論じているわけではないというか、そういう意図が明確にあるわけでは無いのではないかなと私は思ったのですが。ここに自治会が入るとちょっと分かりづらくなってくるんですね。

また、「市」とは何かということも、常に、色んなところで「市民」とそれから「行政」、「議会」という大きな三つの部分で章立ての中で出てきますから、その主語を明確にしていきたいということと、それから「まちづくり」に関しても、まちづくりの主体といいますが、主語というのが市民全体で良いのかどうかということも、一度確認をしておきたい。というのは「住みやすいまちをつくるための活動や取組み」と書いてあるのですが、その活動や取組みの前に、「あらゆる」と入れて良いのかどうか。「住みやすいまちをつくるためのあらゆる活動や取組み」として、まちづくりを理解して良いのかというところ。

或いは、そうではなくて、まちづくりの中でも例えば行政とか議会に関わるのところだけをこの条例の中では問題にするのかどうか、という認識の違いみたいなものがひょっとしてあるとすれば、そこを皆さんで明らかにした方が良いのではないかなというふうに、後で、前回の部会のときにはそこまで思いつかなかったのですが、後々読み返してみますとそういうところも気になっていますので、そういうところを明確にさせていただける

	<p>と、言葉の使い方としては概ねこれで良いのかなと思います。 すみません。後のところは少し余分なことを付け加えているかもしれませんが、最初の質問に対しては、基本的には私は「自治」を中心という ことで良いのではないかなと思っています。私の個人的な意見です。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。 どうぞ、ご自由にご発言を。委員どうぞ。</p>
	<p>委員</p> <p>今の委員さんの(ご意見)と私も重なると思うのですが、一般常識の「自治」と「まちづくり」の概念と、ここの条例での「自治」の概念が少し違うのかなという感じを私自身は抱いています。 「まちづくり」というと、封建時代にもまちづくりはあったわけで、それを自治で行うというものではないかというふうに思っています。 この説明を読んだときに、何回も何回も読むんですけど、なにか良く分からない。似ているような気もするし、違うような気もするし、というのがありますので、もうちょっと分かりやすくした方が良いのではないかと。 それから、もし何か分かりやすいものができたとしたら、どこで規定するのだろうか。ただ了解事項だけで良いのかどうかと思っています。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。その他、沢山ご意見を色んな方からいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 もう一度概念を精査したほうが良いのかなという趣旨のご意見をいただいているのですが、特に先ほど委員さんから出された、自治の中に自治会というのが入ってくる(というご意見)。これは、我々、自治会ということまでこの条例を作るに当たって想定はしていないということではな かるるか、というご意見が述べられていますけど。</p>
<p>委員</p>	<p>私自身の資料も配っていただいたのですが、私は一応NPOの代表ということでこの会に参加しています。 私の「資料1」と書いているものに、従来の公共と新しい公共領域というものがあって、その従来の公共領域というのが市とか自治会を指しています。従来の公共でまかなえないところを、新しい公共領域の市民活動団体とか企業が担うということ、今、し始めているわけですが、そのときに、この「自治」というものに市や自治会の意思決定というふうに入ると いうことを、私は部会でもあまり同意できないと私一人で申し上げました。大分市市民協働基本指針の中では、市民活動団体という言葉を使っています。わたしは民間活動団体という言葉も入って良いのではないかと。 公共的な民間活動団体とか、そういうところも意思決定に参加できるというふうにあったほうが良いと、代表としては思っています。以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。いかがでございましょうか。 他にございませんでしょうか。それでは、私はこの条例は従来とどこが決定的に違ってくるのかということなんですが、住民、市民と言って良</p>

いと思いますが、いかに市の運営に関して参加していくか。市でも執行機関もございますし、議会もございます。議会につきましては市民が参加できるように、そういうことをより具体的に実現可能な方策を示した基本条例ができていますけれども、そのようなものを今度は執行機関の方においても、市民が積極的に参加していけるという、そういう仕組み作りではないかなと。ですから、まちづくりというとなんか少しアバウトな感じがしますが、世間一般の、何かまちを活性化するとかいうようなイメージではない。この条例の目的はそういうものではない。

自治を充実させていくこと、すなわちそれは住みやすいまちづくりだと言えば、そのまちづくりという意味合いも自治と一緒にしてくるのかなと思います。言い方を変えると、いかに市民が市政に参加するか、参加でき易くするかということではないかなと思うんです。ですから、ここでカチッと定義を精査していくという作業よりも、もっと基本的なコンセプト、市民参加ということが更に実現できるような条例ということによろしいのかなと私は思っているんですが、いかがでしょうか。アバウト過ぎますか。

ある時期には、市に対しましては、お上の発想からしますと「由らしむべし。知らしむべからず。」という、そういう時代もございましたね。「執行機関に、議会にお任せください。市民の皆様方、安心してお暮らしてくださいませ。悪くはしませんよ」というような発想の時代もあったかと思うんですけれども。決してそれが市民のためにはなっていないということから、情報公開が行われ、更にはパブリック・コメントが実施され、個人情報保護が徹底されて行く中で、市民がどんどんと行政に参加できるようになってきた。それを更に前進させて行くというものではないかなと思うんですけれどね。

そういう意味では、最終的には「自治」というものが一番ぴったりとくるのかな。「まちづくり」はちょっと。従来の概念の「まちづくり」は…。

まあ、ここで完璧に議論し尽くしてやっていく必要は、僕は無いかと思っています。大体の方向性として「それでよいのではないか」となったときに「ではひとつ具体的に条文を作ってみましょうか」ということになってくるのではないかなと思うんですけれど。その議論が終わらない限りは、具体的な文言作りは一步も進めないぞ、となるとなかなか厳しい。ステップが踏めなくなってしまう。今日の段階で、いかがでしょうか。私がまとめたような方向でよろしいですか。そして、具体的に条文作りをはじめたって、またそこで具体的なものについて検討して行くということのところが、議論としてはより生産的かなと思うんですけれどね。抽象論でやっていきますと、　　しまう可能性がありますよね。空中分解する可能性もあります。

より一層の市民参加を図るための条例。言葉を短くするとそういうことで良いですか。すなわちそれは自治の充実だと。「まちづくり」はちょっとアバウトすぎるという捉え方です。他にご意見があれば遠慮なくおっしゃってください。

特にご異論がないというふうに判断させていただいてよろしいでしょ

うか。（「よし。」の声あり。）

それならば、今私が申し上げたような方向で具体的な条文作りを進めて行くということでご賛同いただけたと判断させていただきたいと思いません。ありがとうございました。

それでは、次の作業に入ってまいりたいと思います。次はですね、今日の議事の2番目ですね。「条文の調整案」ということでございます。

既に、事務局サイドに重複箇所の検討をお願いしまして、（これは）各部会で説明を受けられたと思いますが、まず、この点につきまして、調整案の方向性につきまして、（条文は各部会で）個々に（策定）しましたので、ひとつの、重複が無いものにまとめさせていただくということにつきましてはいかがでしょうか。

そこで、ダブリをなくすために具体的な作業を進めていけたらと思います。そのときに一応案が示されますが、そのときには、事務局といっても企画課だけではなくて、法制室に入ってくださいまして、そういう法制のプロの方々のご意見を活かした上で調整ということになると思うのですが、そういうものが示されましたときに、「我々が言っていたこの条文がこう整理されてしまっているけれども、全然トーンが違ってきたな」、「ここでこんなことだったら、もう一回我々のところでやはり言うべきではないか」というようなご意見も出てくるかと予想されます。ですから、その段階で、また部会で十分にご検討いただきたいということで、ひとまず案文づくりに具体的に入って行くということでよろしいでしょうか。

それで、たたき台として示されたものを今度は議論をしていくということでございます。よろしいですかね。特にご異論がなければ、そのステップを次に踏んでいきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。はい、特にご異論が無いという判断をさせていただきたいと思いません。それでは、そういう作業を開始していきたいと思いません。

そこで、次に三番でございます。今後の進め方になりますが、各部会におかれまして、新たに決定されました事項がありましたら、部会長さんの方から「今までこういう話は紹介しなかったけど、今こういうことが新たに出てきているんだ」ということをご紹介いただければと思います。

理念部会さんにつきましては後でお話をさせていただきます。その前文の件はちょっと置いておきます。他の部会ではございませんでしょうか。はい。それではですね、特に無ければ次の話に持っていきたいと思いません。

従来から議論が出ております、前文についてでございます。今日は初めて皆様方のお手元に配らせていただいているんですけど、前文に関して、理念部会以外の委員の皆さんから出された文章が二つございます。A4一枚のペーパーと、ホッチキスでとめた分。一枚は委員さんからのご提出、それからもう一つは委員さんからのご提出でございます。

そこで、この前文に対するご意見をですね、ここの全体会議で議論するというのはちょっと段取りとしては拙速すぎるかなという感じがいたしますので、前文につきましてのこのようなご意見への対処、ご検討につきましては、後日理念部会さんのほうでご検討をいただければありがたいと思うんですが、部会長さん、そういうことでお願いできましょ

<p>部会長</p>	<p>か。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい。結構です。</p>
<p>委員</p>	<p>すみません。そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。今日は委員の皆様方には、初めてお目にするかと思ひますが、後でお目通しいただければと思ふところでございます。</p> <p>それと、委員の方から基本的には前文に関する意見を出していただいているのですが、それ以外の内容につきましてもご意見が出されておりますので、前文以外のところを委員ちょっと簡単にご紹介をしていただければでしょうか。</p> <p>私は大分市に自治基本条例ができるという、そして委員をさせていただいたことをとても稀なるチャンスといひますが、ありがたい機会だと思ひています。</p> <p>まず一枚目ですが、従来ですと、委員長がおっしゃった、お上があって私たち庶民がついて行くということから、今度は住民が主体になって参加して、判断していくという新しいまちづくりが行われる。そのやり方が「自治」であるというふうに考えています。</p> <p>そうすると、一枚目の図にありますように、矢印が二方向になって、両方が主体的に参加・判断をして、情報提供をもらいながら、参加機会も提供していただひて協働する。逆に、住民の側からもそれを提出して行くということが、今までとは違ふということが出るような自治基本条例になるといいなというふうに、そういう必要があるというふうに思ひています。</p> <p>ただ、「新しい公共領域」については先ほど説明申し上げたとおりで、今までのとおりでない、その「新しい公共」という意識がなかなか市民に根付くのが難しい。その中で、大分市は協働事業等色々やったださって、私は良い方だと思ひていますが、それをこの自治基本条例を通じてもっと成されるといいなと思ひています。</p> <p>そして、2ページ目にありますが、参加のレベルですが、今までは情報を説明責任とかいうことで、情報を周知して提供して下さる。そして私どもは意見があるとパブリック・コメントや、或いは直接や議員さんを通じてのお話をして、それがどういう形で返ったのかという具体的なつながりは分からずに「政策の中に入れてあります」という形でご返答いただひていましたので、住民としては聞くだけだったような印象を受けてしまひます。決してそういうことではないのだということ、市の方とお話しすることで理解はいたしてあります。</p> <p>それから、形だけの協議の場がある。それは例えばある自治の場面においては、全部自治会型といひますが、be型組織の先鋭だけが審議委員とかになっています。この自治基本条例の中に、市民活動団体も積極的にそういう意思決定の中に入るといひますが、入れればその委員の中にbe型組織だけで構成するといひことは起こらないと思ひています。そのために、私は市民活動団体の意思決定の主体として、公共レベルを担うところでは入</p>

れた方が良いと思っています。意思決定の協議の現場に参加できる。

それから逆に、もう一つ進みますと市民の側だから分かる、そういう政策提案というの、本当は最終的には起こるのであろう。そういうことが保障されるということ、自治基本条例で謳うということ、どのように謳うか色々な問題がありますが、私は市民活動団体とか、これは大分市の協働指針で使っている言葉ですが、それとか民間活動団体という言葉も良いと思っています。そして、自治会だけでなく、色々な団体から意見が吸い上げられて行くということが保障されることが自治の新しい形だと思っております。

その下にありますように、「新しい公共の社会的承認が必要」、「議会、執行機関と市民の関係」の中にもそのようなことを謳うと良いなというふうに思っています。今までだと、議会や市の、行政の側から私たちに説明責任があるのですが、私たちの側から陳情や請願に行くのですが、そういうことを市議会や執行機関は保障しますというような文言がはっきり謳われる方が、このステージの上の方が保障されていくというふうに考えています。

3、4、5については前文ですので、委員長のおまとめでよろしいかと思っています。

6ページになりますが、これは理念部会とかの具体的な文言に入るので、今言いますか？市民部会まで自分で検討してみたんですが、今言った方が良いですか。

委員長

どうぞ。

委員

では、時間も限られている中で申し訳ないのですが、理念部会と市民部会について、今のを踏まえて、ここの所をこうしていただいたら良いというのを作ってみました。

総則は、新しい公共の概念を明確にする立場からの意見として、「地域」という言葉は範囲が様々で、町内会なのか支部なのか大分市なのかが良く分からなくて、なんとなく私たちは使っているように思います。

新しい公共は地域を越えた活動です。「地域コミュニティへの参加を通じて」と第2条のウにはあるのですが、私はそれはまちづくりの主体が色々な、自治会とか市民活動団体も含めてあるのではないか。どうも地域コミュニティという概念が明確でないので、市民活動団体が入っていると言われるのですが、社会学用語でいうと「コミュニティ」というのは「共同体」とか「地域」という意味で「地縁」を基にしておりますので、大分市全部を地縁と取ればそれは地域コミュニティになりますが、地域コミュニティといえば自治会とか、そういう be 型のものを想像します。それで、これは「まちづくりへの参画を通して」としたほうが良いのではないか。

それから、事業者、地域活動団体。この地域活動団体が何を指すのかも、私は部会で伺ったときは、それは市民活動団体、民間活動団体も入っているんだとおっしゃるんですが、「地域」という言葉は非常に地縁的な用語であるので、人が動く民間活動団体と少しニュアンスが違う。それが、新

しい公共が入っているのです。そのような言葉を入れていただいた方が良いのではないかと、**「地域」**を**「民間」**とか**「市民」**に変えた方が良いのではないかと考えております。

それから、理念部会の方ですが、委員長がおっしゃっているように、用語があいまいでも良い部分と、あいまいだと混乱をきたす部分とあるというふうに思っています。

私も自分で前文など作りながら、**「本市」**とか**「市」**とか、**「市長等」**とか**「行政」**とか、ずっとその言葉をどこでどのように使えばよいのだろうというふうに非常に迷いました。

理念部会で前回配っていただいた**「別紙」**によりますと、私たち住民は四角で囲まれていて、こちらに市と議会がまたひとつくりにあって、それにグループとして名前をつけておられました。これはただ単に説明ということでしたが、そういう説明としては結構だと思うのですが、やはり私たち自身が、言葉があいまいになっている。それはやはり自治の主体が誰なのかという、明確な意識を自分で整理しなおす意味でやった方がよいと思いますし、**「人」**と**「地域」**と**「組織」**を分けて考える必要があるのではないかと考えています。

例えば、組織ですと、私たち市民一人ひとりが議会、行政を両方選挙等で選ぶし、市長が執行機関を選ぶわけですが、そのときに議会と行政の執行機関というものはひとまとまりのもので、市民がまた違うというよりは、私はこの関係の方が組織としては良いなと思っています。

地域等の空間を表す言葉も、**「大分市」**と**「地域コミュニティ」****「地域社会」**という言葉が混在しているのですが、地域コミュニティと地域社会はどう違うのだろうと。**「地域」**は範囲が不明な言葉で、**「大分市」**や**「支部」**や**「まち」**のレベルがあるのですが、ここでは何を一番言いたいのだろう、何を指しているのだろうというのに迷う項目が沢山ありました。

「市民」については、理念部会の方でとても分かりやすい定義をしていただいたので、**ア・イ・ウ**があるのだなということが良く分かりました。その辺を、**「地域住民」**と使うときには、自分の（部会の）条例ではこれで良いのかなという点検を各部会が一度やってみるのも良いのではないかと考えています。

それから、2番の市民部会に対しては、今私が自治とまちづくりの違いについて申し上げたことを書いております。

それから、次にイのところですが、条例に**「市民は自治の主体」**と書いてありますが、私は、自治は主体が市民であるのは当たり前のもので、まちづくりの主体として考えるのではないかと考えています。**「自治」**と**「市民が主体」**ということは一緒ではないかなと思っています。

「文章に主体性が出る表現を」ですが、市民部会でよく**「責務を」**とか**「しなければならない」**という表現が多かったのですが、自治を行う主体であるという表現を使う。何か**「あなたたちは権利ばかり言って義務を果たすことを忘れているでしょう。それをさせます。」**というよりは、**「私たちは責務を進んで果たす」**とか**「(する)こと」**というよりはもっと能動的な結び方が良いのではないかと考えています。

「参画に当たっては自らの発言と」と書いているのですが、「それに積極的に参加し」ということで、住民参加が出るのではないかと考えています。

それから「地域社会を担う」は、先ほど言いましたように、地域社会の概念の範囲、空間の範囲があいまいなので、私は「大分市を担う」とか、「大分市のまちづくりを担う」というふうに明確にした方が良いのではないかと考えています。例えば、先ほど言いましたのは「環境づくりに努めなければならない」などを「環境づくりを積極的に進めなければならない」というように、要は委員長がまとめてくださったように、私たちの自治基本条例は「より市民参加を図るための条例である」ということを意識して、条文の文章そのものを再検討しても良いのではないかという意見を持っています。以上です。

委員長

はい。ありがとうございました。細部にわたるご意見をご紹介していただきました。今日ここで、全体で議論という段階ではまだございませんので、今後の部会の中で今のようなご意見につきましてご議論をいただければと思う次第でございます。

さて、最後になりますが、今後のスケジュールでございます。私は法律屋なものですから、最後の具体的な作業がかなり膨大だなというイメージがあるのです。といいますのは、この仮称・自治基本条例が議会に提出される前になるのか、その後になるのかは分かりませんが、いずれにしても、市民の皆様方の所に私どもが出向いて行ってご説明を申し上げるという時期が、遅かれ早かれ来るだろうと思います。そうすると私どもがお示しするのは具体的な、条文の形でお示しをするとしたとき、条文というのはどうしても抽象的な表現が多くならざるを得ない。そういう性格のものが、特にこの基本条例では多いかと思うのです。それにつきまして「例えばこれはどうなるんですか」と、「例えば」と、極めて具体的な問題提起が成されてくるだろうと思います。それに対して「この条文のこのところはこういうことを前提にしております、そのような具体的な問題につきましては、このような解決の筋道が示されているわけです」というようなことをお話しなければいけないことになるかなと。これは、通常は「手引き」という形ですね、条例の条文数の1条について5ページも6ページもですね、その解釈を述べるというようなことの作業が必要になってくるかと思うのですが、そこまでのことを私どもが全部見通しまして、色んな地域に出向いて行きまして、市民の皆様方にご説明させていただくとすればですね、非常に迫力がある対話集会ができるかなと思います。

そのためには、やはりかなりの時間が必要とされますので、今日、私の解釈としましては、皆様方から具体的な条文案の策定につきまして、一応作ってみようというご了解をいただいたと思いますので、まずそれを可及的速やかに事務局にご努力をいただきまして、たたき台を作ってくださいということでございます。それを踏まえて私どもが議論をやっていくとすれば、今日が7月の27日でございますから、やはり1箇月位の時間が必要かと一般的には思われます。そういうことですから、今度は1箇月後の

	<p>8月の末位に全体会議を開いて、その素案を検討するというところにさせていただいたらどうか。その手前ですね、部会におきましては、その前に議論をする必要があるというところが必ずあるかと思います。その部会の設定につきましては、全体会議の前にやっていただければと思うところでございます。全体会議としては約1箇月後位に設定をさせていただきたいと思うのですが、いかがでございましょうか。その前に事務局にちょっと確認させてください。1箇月位先でたたき台の調整ができ、今日の議論を踏まえたたたき台が提出できるかどうか。</p>
事務局	<p>大丈夫です。</p>
委員長	<p>大丈夫ですか。そこで委員長からのお願いでございますが、できますならば当日渡しではなく手前渡しで、委員の皆さんがお目通しをいただいた上でご参加できるようにしていただけるとありがたい。それもよろしいですか。</p>
事務局	<p>できるだけ事前にお渡しできるように努力したいと思います。</p>
委員長	<p>最大限の努力をよろしくお願いします。そういうことで、段取りが可能のようでございますが、約1箇月後に全体会議を開催させていただくということでもよろしいでしょうか。特にご異論がなければご了承していただいたものと判断させていただきたいと思います。</p> <p>それです、日程調整につきましては、部会が事前に入ってきて、部会の状況を見てみないと決定できない部分もありますし、できるだけ多くの委員の皆様方のご参加をいただきたいという委員長としての気持ちも強くありますので、今日の段階で日程調整は行わずに、後日皆様方に直接日程のご希望をお聞かせいただきながら、最大公約数での出席の可能な日に調整させていただきたいと思っておりますけれども、ご了承いただけますでしょうか。はい。ありがとうございます。</p> <p>それではですね、全体会議としましての議論は予定しましたことは以上でございますが、この際何か、ぜひこの点をはっきりさせたいとかですね、意見を言っておきたいとかありましたら頂戴いたします。よろしく願いいたします。特にございませんでしょうか。</p> <p>それでは、全体会議の司会進行役はこれで私の方はおろさせていただきたいと思っております。</p> <p>この後ですね、各部会におきまして今後どうするかということ、部会の必要性があるかどうか等々のご検討を終了後にしていただければと思います。事務局の担当の方は各部会に入ってください。よろしく願いしたいと思います。</p> <p>それでは一応事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>委員長さん、ありがとうございました。 以上で本日の会議を終了させていただきます。大変お疲れ様でした。こ</p>

	<p>の後ですね、それぞれ部会の担当の方が部会の調整に行きますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは以上で終了いたします。ありがとうございました。</p>
--	---